第明三治三十五種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件（農林水産・経済産業・国土交通一）　一

〔人事異動〕

総務省　六

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
東日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更関係　二六

会社その他　二九

会社決算公告　三六

告示

○国経農林水産省国土交通省告示第一号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項の規定に基づき、同項各号のエネルギー環境適合製品を次のように定める。

平成二十二年九月十六日

農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品

1　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項第１号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。

一　太陽光発電設備（太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールの変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。）

区分	基準変換効率
シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント
シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント
化合物系太陽電池	8.0パーセント

（備考）太陽電池モジュールの変換効率は、太陽電池モジュールのセル変換効率を指すものとし、シリコン結晶系太陽電池及びシリコン薄膜系太陽電池にあっては、日本工業規格Ｃ8960に定める真性変換効率をいい、太陽電池の接続等の非発電領域面積を除く有効発電面積を基に算出された効率をいう。化合物系太陽電池にあってもこれに準ずるものとする。

二　風力発電装置（風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。）

三　原子力発電設備（原子力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。）

四　水力発電設備（水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る。）

五　地熱発電設備（地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。）

六　太陽熱利用装置（熱交換により太陽熱を利用するための装置をいう。）

七　雪氷熱利用装置（雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するものに限る。）

八　地中熱利用設備（地中熱を熱交換器により利用するための設備をいう。）

九　バイオマス利用装置（次のイからハまでのいずれか一に該当するものに限る。）

イ　バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの

ロ　バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの

ハ　バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの